

町田市立学校の学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 (2 0 2 5 年) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立学校の学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

町田市立学校の学校給食費に関する条例（平成31年3月町田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、町田市が設置する小学校及び中学校において学校給食法（昭和29年法律第160号）第4条の規定に基づき町田市が実施する同法第3条第1項に規定する学校給食に係る同法第11条第2項に規定する学校給食費（以下「学校給食費」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校給食費の額)</p> <p>第3条 学校給食費の額は、<u>町田市規則（以下「規則」という。）</u>で定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、町田市が設置する小学校及び<u>町田市規則（以下「規則」という。）</u>で定める中学校において学校給食法（昭和29年法律第160号）第4条の規定に基づき町田市が実施する同法第3条第1項に規定する学校給食に係る同法第11条第2項に規定する学校給食費（以下「学校給食費」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校給食費の額)</p> <p>第3条 学校給食費の額は、<u>規則</u>で定める。</p>

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。